

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第97号

(平成30年2月)

京都市消費生活総合センター

～ 目次 ～

宅配買取サービスのトラブル (2面)

はがきによる架空請求 (3面)

ボタン電池の誤飲にご注意! (4面)

消費生活行政を推進し、安心安全のまちづくりを進めます!



京都市長
門川 大作

巧妙化する特殊詐欺の手口、インターネット取引でのトラブルの増加…。

消費者を取り巻く状況がますます複雑化・多様化し、様々な被害が発生する中、昨年には改正消費者契約法、改正特定商取引法が相次いで施行されるなど、消費者を守るための法整備が進められてきました。

一方で消費者側からは、消費が経済や環境に与える影響を考慮して行動しようという動きも広がっています。環境への負荷が少ない商品や生産者の社会貢献度などを重視する「エシカル消費」、まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」をなくすための取組などはその一例です。

しかし、これらの動きはここ数年のうちに始まったものではありません。京都では、千年を超える歴史の中で、ほんまもんを見抜く「めきき」の力、もったいないという「しまつ」の心が育まれ、脈々と受け継がれてきました。

自然との調和を大切に、本当に良いものを長く使う。そんな京都の伝統的な消費文化には、より良い社会を実現する力があります。

本市といたしましては、消費者行政を一層充実させるとともに、市民の皆様と共にこれらの文化に今一度光を当て、「くらしに安心、豊かさ実感、未来に責任」のまちづくりを進めてまいります。共々に明るい未来を築いてまいりましょう!



「塩鯛さん・吉弥さんと一緒に落語で考えよう!
消費者問題」壇上にて
(平成30年1月13日 京都テルサ)

宅配買取サービスのトラブルが増加しています！

インターネット上の広告を見て、消費者が売りたいものを宅配便で業者に送付して査定・買取をしてもらう「宅配買取サービス」に関する相談が増えています。事例とアドバイスを以下のとおりまとめましたので、利用されるときはご注意ください！

事例

- インターネットで宅配買取業者を見つけ、「ゲーム機本体は買取上限1万円！」と記載があったので、高額買取を期待してゲーム機本体とゲームソフトを送った。しかし、査定結果の通知のメールもなく、指定した口座に数百円が振り込まれていた。あまりに安すぎると思い、「返品してほしい。」と伝えたが、「既に商品はない。」と言い、取り合ってくれない。
- 宅配買取サービスで洋服の査定を依頼し、商品を宅配便で送付した。しかし、査定額に不満だったため、返却してもらった。すると、ボタンが取れてなくなっていた。業者に連絡したところ、「調べてみる。」と言われたので送り返したが、結局、原因は不明。「ボタンを付け直して返却してほしい。」と伝えているが、「査定額で買い取る。」の一点張りで、困っている。



宅配買取サービスにクーリング・オフ制度はありません！

アドバイス

- 宅配買取に向く商品と、向かない商品があります。「処分したいが捨てるのはもったいない。」という商品を売るには便利ですが、**思い入れの強いもの**を**売る場合や、自分で売りたい価格が決まっている場合には向きません。**
- 一見、魅力的な買取価格が表示されていても、即断してはいけません。規約を確認したり、ほかの業者のホームページにも目を通したりして、**取引条件をよく確認しましょう。**特に、査定価格に納得できず、返してもらうときの**返送料**については確認が必要です。
- 問題が起きたときに交渉しようとしても、商品が消費者の手元にないため、消費者にとって不利になります。**商品を発送する前にリストを作ったり、商品の写真を撮ったりして、できるだけ詳細に記録を取っておきましょう。**



困ったときは**京都市消費生活総合センター**まで
☎256-0800（相談受付時間：月～金 午前9時～午後5時）

はがきによる架空請求は相手にしてはいけません！

はがきによる架空請求に関する相談が増えています。具体的には、以下のような内容です。

事例

- 「未納料金についての最終確認書」と書かれたはがきが届いた。そのまま放置しておくと裁判所から連絡があり、給料や財産が差し押さえられると書かれているが、全く身に覚えがない。どうしたらいいだろうか。
- 「あなたが利用された消費サービスの料金が未納状態にあるため、損害賠償請求を行います。」と書かれたはがきが届いた。「万が一誤りによる場合は、和解手続きを行いますので、ご連絡ください。」とあり、電話番号が書かれている。身に覚えがないので連絡した方が良くだろうか。



アドバイス

- **具体的な請求内容が書かれていないものは、業者が根拠のない請求を無作為に送ったものと考えられるため、相手にしてはいけません。**
- 文面に「訴訟」や「差し押さえ」といった法律用語があることが多いですが、これは不安をあおり、はがきに書かれている連絡先に電話を掛けさせようとするものです。連絡をしてしまうとお金を請求されたり、電話番号などの新たな個人情報を知られてしまったりするため、**決して連絡してはいけません。**
なお、裁判所が訴状や支払督促を送る場合は、裁判所の名前が入った「特別送達」という封書が届きます。はがきや普通郵便で送付されることはありません。裁判所から「特別送達」が届いたら、放置せずに確認してください。
- 中には、「消費者センター」などの行政機関を装っている場合もありますが、**公的な機関がこのような請求をすることはありません。**

**不安に思ってもまずは落ち着いて！
京都市消費生活総合センター
(☎256-0800) までご連絡ください！**



ボタン電池の誤飲に

ご注意!

子どもがボタン電池を誤って飲み込んでしまう事故が平成23年から平成27年までの5年間に全国で1,000件近くに上り、中には、排出されずに消化管に穴が開くなどの健康被害が確認されています。

小さいお子様のいる家庭は、以下の点にご注意ください!



アドバイス

- ① ボタン電池はおもちゃや時計、リモコンなど多くの製品に使われていますので、**どの製品にボタン電池が使われているかチェックしておきましょう。**
また、**電池のふたが外れやすくなっていないかも併せて確認しておきましょう。**
- ② 未使用・使用済みのボタン電池は、**子どもの手が届かない場所に保管しておきましょう。**
- ③ **電池交換は、子どもの目に触れない場所で行うようにしましょう。**
- ④ 万が一飲み込んでしまった場合は、**すぐに医師に連絡**してください。飲み込むと体内で短時間のうちに化学反応が起き、消化管に穴が開いてしまうこともありますので、**確証がなくてもためらわずに連絡**してください。



【編集後記】 はがきによる架空請求は従来からあった手口ですが、最近になって全国的に相談が増えてきています。このように、一度は下火になった手口でも、あるときを境に再び急増することがあります。「最近減ってきているから大丈夫だろう。」という心の隙をついているのかもしれませんが。

当センターではご相談だけでなく、「こんな手口があった。」という情報提供もお受けしています。お寄せいただいた情報は、この「京・くらしの安心安全情報」をはじめ、さまざまな場で市民の皆様にお伝えしていきたいと思っております。

悪質商法、買い物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金(祝休日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/>

ツイッターアカウント @kyoto_soudan

*土・日・祝日(年末年始を除く)の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時(電話相談のみ)



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

